

公害問題の 解決に 2つの制度

困った!

迷惑!

公害問題で困った場合の
解決手段として、
苦情相談と紛争処理の
2つの制度があります。

公害苦情相談

身近な相談窓口での簡単な手続きによる解決

市区町村や都道府県の身近な公害苦情相談窓口で、お気軽に相談できます。

公害紛争処理

専門の機関による紛争の解決

国の公害等調整委員会や都道府県の公害審査会が、次のような公害紛争を扱います。

- 当事者間の対立が深刻な場合
- 苦情申立後長期間が経過して、解決の見通しが立たないが、第三者の仲介があれば話し合いが進展すると思われる場合
- 損害賠償の問題が中心になっている場合
- 紛争の原因について争いがある場合

中立公正な立場から、紛争の解決に努めます。

公害等調整委員会や都道府県公害審査会では、法律の専門家、医師、大学教授など、各分野の有識者が委員となり、中立公正な立場から、調停、裁定(公害等調整委員会のみ)などを行い、紛争の解決に努めます。

申請手数料は裁判所比べて安く設定されています。
たとえば、調停の申請手数料は、裁判所の民事調停の約4分の1です。

騒音や悪臭などでもお困りの方へ

身近にあります、
公害問題解決の窓口



詳しいことは、
お近くの市区町村または
都道府県の公害担当課へ
ご相談ください。

〈都道府県公害審査会/都道府県・市区町村公害担当課〉

公害等調整委員会

検索



(令和2年3月)

困ったときは 相談窓口で素早く 解決!

悪臭
土壌汚染

大気汚染
水質汚濁

地盤沈下

騒音
振動



公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局
公調委 公害相談ダイヤル
TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00
(祝日及び12月29日～1月3日は除く)

FAX 03-3581-9488 e-mail kouchoi@soumu.go.jp
ホームページアドレス <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

公害の苦情や紛争を 解決するには……

公害苦情相談窓口へ!! (都道府県・市区町村)

暮らしの中の公害 どうしよう?

たとえば…

大気汚染

- 工場からの煙や粉じん、家屋、車、洗濯物などが汚れる。
- 車からの排気ガスで息苦しい。
- 焼却場の煙の中に有害物質が含まれているおそれがある。



水質汚濁

- 飲食店の排水溝から流れ出す汚水で、川の水が変色している。
- 護岸工事のせいで、養殖していた魚が死んでいる。

土壌汚染

- 購入した工場の跡地の土壌から有害物質が見つかり、除去対策をめぐって争いになっている。

騒音

- 隣のスーパーの室外機がうるさくて、イライラする。
- 深夜営業店の騒音がひどく、安眠できない。
- 工場の機械の音がうるさく、体調がすぐれない。



振動

- 工事現場のトラックの出入りや作業機械のせいで、家が揺れ、壁にひびが入る。

地盤沈下

- 隣のビル建設の掘削工事によって、家が傾いてきている。

悪臭

- 食品加工工場から魚の腐ったようなにおいが漂っていて、気分が悪くなる。
- 養豚、養鶏場から不快なおいがして困っている。

1
公害で
お困りになったら…
お住まいの市区町村または
都道府県の公害苦情相談窓口の
相談員等にご相談ください。
電話や手紙でも
受け付けています。

2
相談員等は、
ご相談を受けたことについて
被害の実情などを
調べます。

3
被害の原因や
実態がはっきりすると、
相談員等は関係者に対し
改善のための指導や
助言を行います。

4
解決!
このようにして
公害苦情の解決に
努めています。

公害紛争処理の流れ

申請から紛争の解決まで

調停

公害等調整委員会 都道府県公害審査会

調停とは、調停委員会が紛争の当事者を仲介し、双方の互譲による合意に基づき、紛争の解決を図る手続きです。

調停の申請

調停は、当事者(被害者・加害者)の一方または双方から申請書が提出されることにより開始されます。



調停期日(非公開)

調停委員会は当事者の話し合いを積極的に進め、当事者の歩み寄りを促し、合意点をさぐります。また、必要に応じ調査も行います。



合意の成立

当事者の互譲により、公害紛争の解決を図ります。



裁定には次の
2種類があります

- 責任裁定…損害賠償問題に関する紛争について、裁定委員会が損害賠償責任の有無及び賠償額を判断する手続き
- 原因裁定…加害行為と被害発生との間の因果関係について、裁定委員会が判断する手続き

裁定

公害等調整委員会

裁定とは、当事者間の紛争について裁定委員会が法的判断を行うことにより、紛争の解決を図る手続きです。

裁定の申請

原因裁定は被害者または加害者から、責任裁定は被害者からのみ申請することができ、申請書が提出されることにより開始されます。



審問期日(公開)

裁定委員会は、当事者双方からの意見の陳述や証拠調べ、必要に応じ、国費による調査などを順次行っていきます。東京から離れた所での現地期日も行います。



裁定

双方の主張について、証拠や調査結果等に基づき裁定委員会が法的判断を行います。

